

情報提供

那医発第 393 号

令和 8 年 9 月 9 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

冲医発第 858号

令和 8 年 8 月 28 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」の一部訂正についての通知となっております。

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

今回の訂正は、下記の通知について内容の訂正となっております。

○ 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」

（令和 6 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 11 号）

○ 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」

（令和 8 年 7 月 14 日付け保医発 0714 第 1 号）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」への掲載が予定されておりますことを申し添えます。

記

● 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について

（令和 8 年 8 月 20 日（日医発第 939 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 939号（保険）
令和 8 年 8 月 20 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたのでお知らせ致します。

今回の訂正は、下記の通知について内容の訂正です。

- ・「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
(令和6年11月19日付け保医発1119 第11号)
- ・「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
(令和8年7月14日付け保医発0714 第1号)

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

(添付資料)

- ・「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について
(令和8年8月12日 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 12 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添 1 及び別添 2 のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
（令和 6 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 11 号）（別添 1）
- ・「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
（令和 8 年 7 月 14 日付け保医発 0714 第 1 号）（別添 2）

(別添 1)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
(令和 6 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 11 号)

(参考 4：新旧対照表)

(誤)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 30 年 5 月 21 日付け保医発 0521 第 8 号）の記の 4 の(3)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) ヘムライブラ皮下注 <u>12mg</u>、<u>同皮下注 30mg</u>、同皮下注 60mg、同皮下注 90mg、同皮下注 105mg 及び同皮下注 150mg ① 本薬剤の使用に当たっては、血液凝固第Ⅷ因子のインヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。 ② 本薬剤は、エミシズマブ製剤であり、本薬剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ③ 本薬剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) ヘムライブラ皮下注 30mg、同皮下注 60mg、同皮下注 90mg、同皮下注 105mg 及び同皮下注 150mg ① 本薬剤の使用に当たっては、血液凝固第Ⅷ因子のインヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。 ② 本薬剤は、エミシズマブ製剤であり、本薬剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ③ 本薬剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(正)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 30 年 5 月 21 日付け保医発 0521 第 8 号）の記の 4 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） ヘムライブラ皮下注 <u>12mg</u>、同皮下注 <u>30mg</u>、同皮下注 60mg、同皮下注 90mg、同皮下注 105mg 及び同皮下注 150mg ① 本製剤は、エミシズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。 ③ 本製剤を「後天性血友病 A 患者における出血傾向の抑制」に用いる場合は、用法及び用量に関連する注意において、「凝固能に関する検査結果及び患者の状態を考慮して、適切な時期に投与を終了すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） ヘムライブラ皮下注 30mg、同皮下注 60mg、同皮下注 90mg、同皮下注 105mg 及び同皮下注 150mg ① 本製剤は、エミシズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。 ③ 本製剤を「後天性血友病 A 患者における出血傾向の抑制」に用いる場合は、用法及び用量に関連する注意において、「凝固能に関する検査結果及び患者の状態を考慮して、適切な時期に投与を終了すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
(令和 8 年 7 月 14 日付け保医発 0714 第 1 号)

(誤)

- 4 関係通知の一部改正について、以下のとおり改正する。
- (1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 6 号）の一部を次のように改正する。
- ① 別添 1 第 1 章第 2 部第 1 節 A220－3（2）中「及びデランジストロゲン モキセパルボベク」を「、デランジストロゲン モキセパルボベク及びナドファラゲン フィラデノベク」に改める。
- ② 別添 1 第 2 章第 1 部第 1 節 B001 の 2（2）エ中「及びデランジストロゲン モキセパルボベク」を「、デランジストロゲン モキセパルボベク及びナドファラゲン フィラデノベク」に改める。

(正)

- 4 関係通知の一部改正について、以下のとおり改正する。
- (1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 6 号）の一部を次のように改正する。
- ① 別添 1 第 1 章第 2 部第 2 節 A220－3（2）中「及びデランジストロゲン モキセパルボベク」を「、デランジストロゲン モキセパルボベク及びナドファラゲン フィラデノベク」に改める。
- ② 別添 1 第 2 章第 1 部第 1 節 B001 の 2（2）エ中「及びデランジストロゲン モキセパルボベク」を「、デランジストロゲン モキセパルボベク及びナドファラゲン フィラデノベク」に改める。

(参考：新旧対照表)

(誤)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和8年3月5日付け保医発 0305 第6号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 第1章 基本診療料 第2部 入院料等 第1節 入院基本料 A220-3 特定薬剤治療環境特別加算 (1) (略) (2) カルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン ネパルボベク、ベレマゲン <u>ゲペルパベク、デランジストロゲン モキセパルボベク及びナドファラゲン フィラデノベク</u> をいう。 (3)・(4) (略)	別添1 第1章 基本診療料 第2部 入院料等 第1節 入院基本料 A220-3 特定薬剤治療環境特別加算 (1) (略) (2) カルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン ネパルボベク、ベレマゲン <u>ゲペルパベク及びデランジストロゲン モキセパルボベク</u> をいう。 (3)・(4) (略)
第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 第1節 医学管理料等 B001 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (2) 特定薬剤治療管理料2	第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 第1節 医学管理料等 B001 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (2) 特定薬剤治療管理料2

ア～ウ（略） エ アの（ロ）に規定するカルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン ネパルボベク、ベレマゲン ゲペルパベク、<u>デランジストロゲン モキセパルボベク及びナドファラゲン フィラデノベク</u>をいう。 オ・カ（略）	ア～ウ（略） エ アの（ロ）に規定するカルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン ネパルボベク、ベレマゲン ゲペルパベク<u>及び</u>デランジストロゲン モキセパルボベクをいう。 オ・カ（略）
---	---

(正)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和8年3月5日付け保医発 0305 第6号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 第 1 章 基本診療料 第 2 部 入院料等 第 2 節 入院基本料等加算 A 2 2 0 - 3 特定薬剤治療環境特別加算 (1) (略) (2) カルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン アベバルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン ネバルボベク、ベレマゲン <u>ゲベルパベク、デランジストロゲン モキセパルボベク及びナドファラゲン フィラデノベク</u> をいう。 (3)・(4) (略)	別添 1 第 1 章 基本診療料 第 2 部 入院料等 第 2 節 入院基本料等加算 A 2 2 0 - 3 特定薬剤治療環境特別加算 (1) (略) (2) カルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン アベバルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン ネバルボベク、ベレマゲン <u>ゲベルパベク及びデランジストロゲン モキセパルボベク</u> をいう。 (3)・(4) (略)
第 2 章 特掲診療料 第 1 部 医学管理等 第 1 節 医学管理料等 B 0 0 1 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (2) 特定薬剤治療管理料 2 ア〜ウ (略)	第 2 章 特掲診療料 第 1 部 医学管理等 第 1 節 医学管理料等 B 0 0 1 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (2) 特定薬剤治療管理料 2 ア〜ウ (略)

エ アの（ロ）に規定するカルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン ネパルボベク、ベレマゲン ゲペルパベク、<u>デランジストロゲン モキセパルボベク 及びナド</u> <u>ファラゲン フィラデノベク</u>をいう。 オ・カ（略）	エ アの（ロ）に規定するカルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン ネパルボベク、ベレマゲン ゲペルパベク<u>及び</u> <u>デランジストロゲン モキセパルボベク</u>をいう。 オ・カ（略）
--	---